

議案第 16 号

令和 3 年度多古町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度多古町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,275 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 209,469 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 7 日提出

多古町長 平 山 富 子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 後期高齢者医療保険料		154,350	△1,668	152,682
	1. 後期高齢者医療保険料	154,350	△1,668	152,682
2. 繰入金		59,529	△4,117	55,412
	1. 一般会計繰入金	59,529	△4,117	55,412
3. 繰越金		100	510	610
	1. 繰越金	100	510	610
歳入	合計	214,744	△5,275	209,469

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		204,775	△5,275	199,500
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	204,775	△5,275	199,500
歳 出	合 計	214,744	△5,275	209,469

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	構成比%
1. 後期高齢者医療保険料	154,350	△1,668	152,682	72.9
2. 繰入金	59,529	△4,117	55,412	26.4
3. 繰越金	100	510	610	0.3
4. 諸収入	765	0	765	0.4
歳入合計	214,744	△5,275	209,469	100.0

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正額の財源内訳					構成比%
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1. 総務費	8,758	0	8,758	0	0	0	0	4.2	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	204,775	△5,275	199,500	0	0	0	△5,275	95.2	
3. 諸支出金	211	0	211	0	0	0	0	0.1	
4. 予備費	1,000	0	1,000	0	0	0	0	0.5	
歳出合計	214,744	△5,275	209,469	0	0	0	△5,275	100.0	

2. 歳入

(単位 千円)

款 項	目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 後期高齢者医療保険料		154,350	△1,668	152,682			
1. 後期高齢者医療保険料		154,350	△1,668	152,682			
	1. 後期高齢者医療保険料	154,350	△1,668	152,682	1. 現年度分特別徴収保険料	△4,700	01 特別徴収保険料 △4,700
					2. 現年度分普通徴収保険料	3,032	01 普通徴収保険料 3,032
2. 繰入金		59,529	△4,117	55,412			
1. 一般会計繰入金		59,529	△4,117	55,412			
	1. 一般会計繰入金	59,529	△4,117	55,412	2. 保険基盤安定繰入金	△4,117	01 保険基盤安定繰入金 △4,117
3. 繰越金		100	510	610			
1. 繰越金		100	510	610			
	1. 繰越金	100	510	610	1. 繰越金	510	01 繰越金 510
合 計		214,744	△5,275	209,469			

(歳入) 後期高齢者医療保険料, 繰入金, 繰越金

3. 歳出

(単位 千円)

款 項	目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		204,775	△5,275	199,500				△5,275			
1. 後期高齢者医療広域連合納付金		204,775	△5,275	199,500				△5,275			
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	204,775	△5,275	199,500				△5,275	18. 負担金補助及び交付金	△5,275	01 千葉県後期高齢者医療広域連合市町村負担金保険料徴収分 △5,275
合 計		214,744	△5,275	209,469				△5,275			

(歳出) 後期高齢者医療広域連合納付金